

利用申請方法が変わります（令和8年4月1日以降利用分～）

現在、指定管理者により運営している網野社会参加交流ハウス（いっぷく亭）について、令和8年4月1日から京丹後市直営の運営に変更となります。このことに伴い、利用の申請方法等が次のとおり変更となります。

変更日：令和8年4月1日利用分から

※ 申請手続きは、利用日の3か月前の初日（令和8年1月5日）から可能です。

利用申請から利用までの流れ

① 利用申請

電話で仮予約する場合

長寿福祉課に
電話(69-0330)で
仮予約

長寿福祉課または
網野市民局に
利用申請書を提出

利用許可書・
納付書受取り

支払い（使用料がある場合）

窓口に申請書を提出する場合

長寿福祉課に
利用申請書を提出

○電話で仮予約した場合
→施設内の公衆電話横の台に許可書等
を配置 ※従来どおり

○長寿福祉課窓口に申請書を提出した場合
→その場で許可書等を発行（又は郵送）

② 利用日当日

鍵の受取時間

平日の9時から
16時半まで

網野市民局
窓口で
鍵を受け取り

平日の16時半以降
または
土・日・祝日の場合

網野市民局
宿直室で
鍵を受け取り

開錠

施設利用

利用状況報告書提出

施錠

鍵の返却時間

平日の9時から
16時半まで

網野市民局
窓口に
鍵を返却

平日の16時半以降
または
土・日・祝日の場合

網野市民局
宿直室に
鍵を返却

③ 後日

支払い（冷暖房料納付書受取り（郵送））

支払い（冷暖房料がある場合）